所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路 感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満 たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費(II)を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

算定条件

- 1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、 治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する 10 日間 を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を 10回算定 することは認められないものであること。
- 2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ◆肺炎
 - ◆尿路感染症
 - ◆帯状疱疹
 - ◆蜂窩織炎
 - ◆慢性心不全の増悪
- 4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること
- 5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。 また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定 状況を報告すること。
- 7. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症に関する内容(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

介護老人保健施設湯の里まとば 令和6年度 所定疾患施設療養費 算定状況

R6.4 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	3	15

R6.5 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	7	42
帯状疱疹	1	1

R6.6 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	5	19
帯状疱疹	1	6

R6.7月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	5	25
帯状疱疹	1	7

R6.8月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	4	24
帯状疱疹	1	1

R6.9 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	5	29

R6.10 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	7	45
蜂窩織炎	2	17

R6.11 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	6	24

R6.12 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	5	28

R7.1 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	1	9

R7.2 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	0	0

R7.3 月 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	治療日数
尿路感染症	1	4
帯状疱疹	1	5